

Kyo- Working 京都市企業誘致プロジェクト

令和 6 年度

京都市企業立地促進制度の御案内

本社・工場等新増設等支援制度

京都型グローバル・ニッチ・トップ企業 育成補助金

1 対象事業に伴い、新たに課税された 固定資産税・都市計画税の相当額の補助(土地に係るものを除く。)

最大1億円

対象者	製造業、ソフトウェア業、 情報処理サービス業を営む企業	「オスカー認定」、「Aランク認定」、 「目の輝き認定」を受けた中小企業
対象事業	本社機能を有する事業所、工場、開発拠点、研究所の新増設等(賃借を含む。)	事業所の新増設等
補助期間 (※1)	中小企業 A : 3 年度分 中小企業 B : 2 年度分 大 企 業:1 年度分	中小企業 A : 3 年度分 中小企業 B : 2 年度分
補助額	固定資産税・都市計画税の相当額の 中小企業:100%~150%(※2) 大企業:50%~ 75% (※2)	固定資産税・都市計画税の相当額100%

2 埋蔵文化財発掘調査を実施する場合に、 当該調査に要した経費相当額の50%を補助

最大2.500万円

(※1)補助期間、企業規模によって異なります。

■中小企業者 :中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者のうち、会社をいう。

※京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金に限り、個人も含む(中小企業者A、Bも同様)。

■中小企業者A:中小企業者のうち、資本金の額又は出資の総額1億円以下かつ常時使用する従業員の数100人以下の会社

■中小企業者B:中小企業者のうち、中小企業者A以外の会社

■大企業者 : 中小企業者以外の会社

(※2)補助率は、事業内容と立地エリアによって異なります。

	オフィス・ラボ誘導エリア		: / +\ / \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	・ 向日町駅周辺エリア	+=71140
	京都駅南部	らくなん進都 鴨川以北	らくなん進都 鴨川以南	・横大路エリア・桂イノベーションパーク	左記以外の 市内全域
本社機能を有する 事業所	150% (75%)			120% (60%)	100% (50%)
開発拠点・研究所					
工場	120% (60%)				

※括弧内は、大企業に適用する補助率

京都市 産業観光局 企業誘致推進室

TEL. 075-222-4239

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

E-mail: kigyoyc@city.kyoto.lg.jp

京都市産業観光局企業誘致推進室 令和6年4月発行 京都市印刷物第064066号

申請書類のダウロードは こちらから



京都市企業立地ガイド (ホームページ)

1 本社 工場等新増設等支援制度

		中小企業者A	中小企業者B	大企業者	
対象者		製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業を営む会社			
対象地域		市内全域			
対象事業		本社機能を有する事業所、工場、開発拠点、研究所の新増設等(賃借を含む。)			
事業要件		・生産等設備取得額:1,000万円以上 かつ ・対象事業所及び同敷地内の常時雇用者数が5名以上 で、市内における常時雇用者の総数が1名以上増加 すること。 ※市内の公的インキュベーション施設(※1) から、移転する場合は、上記の要件なし。		 ・生産等設備取得額: 2,500万円以上 かつ ・対象事業所及び同敷地内の常時雇用者数が5名以上で、市内における常時雇用者の総数が1名以上増加すること。 	
建物、生産設備 等に係る固定資	補助率	建物、生産設備等(土地に係るものを除く。)に係る 固定資産税・都市計画税相当額の <u>100%~150%</u> <u>(※2)</u>		建物、生産設備等(土地に係る ものを除く。)に係る固定資産 税・都市計画税相当額の <u>50%</u> ~75%(※2)	
┃ 産税・都市計画 ┃ 税相当額	交付年数	3 年間	2 年間	1年間	
	補助上限	1億円		1億円(常時雇用者の増加数に 応じて上限設定あり。)	
埋蔵文化財発掘	補助率	埋蔵文化財発掘調査経費相当額の50%			
調査経費相当額	補助上限	2,500万円			

※1 公的インキュベーション施設

- ■京都大学連携型起業家育成施設「京大桂ベンチャープラザ(北館)」
- ■京都桂新事業創出型事業施設「京大桂ベンチャープラザ(南館)」
- ■京都新事業創出型事業施設「クリエイション・コア京都御車」
- ■上記に準ずる施設として市長が認めるもの

- ■京都市創業・イノベーション拠点「淳風bizO」
- ■京都大学医薬系総合研究棟「イノベーションハブ京都」
- ■京都市成長産業創造センター「ACT京都」
- ※2 補助率は、立地エリアと事業内容によって異なります(括弧内は、大企業に対する補助率)
 - オフィス・ラボ誘導エリア(京都駅南部地区及びらくなん進都(鴨川以北))、らくなん進都(鴨川以南)において、
 - ・ 本社機能を有する事業所、開発拠点、研究所の新増設等を行う場合は、補助率150%(75%)
 - ・ 工場の新増設等を行う場合は、補助率120%(60%)
 - 向日町駅周辺エリア(久我、羽束師の工業専用地域など)、横大路エリア、桂イノベーションパーク地区において、 本社機能を有する事業所、工場、開発拠点、研究所の新増設等を行う場合は、補助率120%(60%)
 - 上記以外の市内全域において、本社機能を有する事業所、工場、開発拠点、研究所の新増設等を行う場合は、補助率100%(50%)

2 京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金

		中小企業者 A	中小企業者 B	
対象者		中小企業で、次のいずれかに該当する会社又は個人 (1) A ランク認定企業 (2) オスカー認定企業 (3) 「知恵創出"目の輝き"」認定企業 等		
対象地域		市内全域		
対象事業		事業所の新増設等(賃借を除く。)		
■ 建物、生産設備 ■ 等に係る固定資	補助率	建物、生産設備等(土地に係るものを除く。)に係る固定資産税・都市計画税相当額の100%		
産税・都市計画税相当額	交付年数	3 年間	2 年間	
	補助上限	1億円		
埋蔵文化財発掘 調査経費相当額	補助率	埋蔵文化財発掘調査経費相当額の50%		
	補助上限	2,500万円		

~補助金交付の流れ~

指定申請 工事着工の 90日前まで 指定申請の 意思表示 指定申請書の 提出

新増設工事

第三者委員会 補助対象 による審議 事業指定

操業開始

操業開始 届出書の 提出 **資産税 の納付**

固定 資産税 ■

交付 申請書 の提出

補助金

交付